



キミガヨラン

税務と経営

編集発行人
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

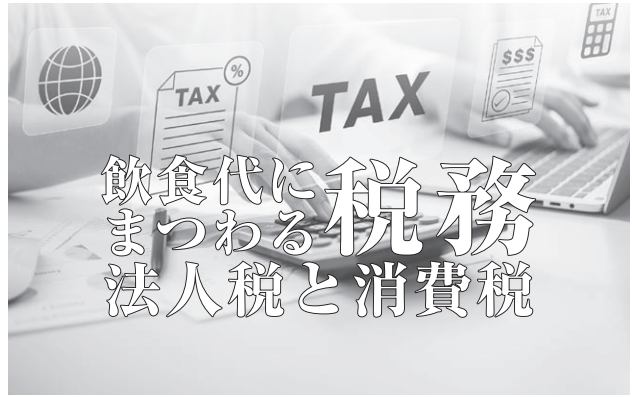
- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告 (年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワンポイント

郵便料金の改定 燃料価格をはじめとする物価や人件費などのコスト上昇を受けて10月から郵便物の特殊取扱料金が値上げされました。主なものは、一般書留料及び現金書留料が435円→480円、簡易書留料が320円→350円、内容証明料 (謄本1枚) が440円→480円。「ゆうパック」の基本運賃も平均で約1割値上げされています。



飲食代に税務 まつわる 法人税と消費税

新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行されてから半年が経過し、イベントや旅行などがコロナ前の状態に戻りつつあります。これから忘年会シーズンに向かい、企業の接待を含めて、再び飲食をする機会も増えてくることでしょう。

そこで今回は、飲食代に関する税法上の取り扱いについて確認します。

一 飲食代（交際費等）の取り扱い

飲食代に限らず交際費等は損金不算入が原則ですが、資本金又は出資金1億円以下の中小法人は、親会社の資本金が5億円以上の100%子会社等を除き、年800万円までは損金算入が認められています。飲食代については、1人5千円以下の少額なものは交際費等から除外することができます（以下「5千円基準」といいます）。また一定の法人には、1人5千円を超えた場合でも、その50%相当額を損金算入することができます（以下「50%損金算入の特例」といいます。表1参照）。

二 対象となる飲食代

5千円基準も50%損金算入の特例も、対象となる飲食代の範囲は、「得意先等」との「飲食のみの接待」になります。自社の役員や社員、またはその役員や社員の親族などだけを対象とした飲食代、得意先とのゴルフや旅行などの途中での飲食代は、対象ではありません。また、食事券などを贈答することや飲食

表1 交際費等の取り扱い

資本金の額等	1億円以下(注)	1億円超100億円以下	100億円超
5千円基準	○	○	○
50%損金算入の特例	○	○	×
年800万円定額控除	○	×	×

有利選択

(注) 資本金5億円以上の法人の100%子会社等は除く

表2 帳簿書類等の記載事項

	5千円基準	50%損金算入の特例
書類等	書類（指定書式なし） 領収書に記載や会社独自の様式も認められる	帳簿書類（青色申告の記帳・保存義務の帳簿等） なお、領収書に記載や会社独自の様式も帳簿書類に含まれる
記載事項	①飲食年月日 ②得意先名等 ③参加者数 ④飲食金額、飲食店名等 ⑤その他飲食を明らかにする書類	左記のうち、③以外の事項



代を肩代わりすることも、対象にはなりません。

一方、テーブルチャージ料やサービス料などは、飲食に類する行為として、5千円基準や50%損金算入の特例の対象になります。

三 帳簿書類等の記載と保存要件

5千円基準や50%損金算入の特例の適用を受ける場合、必要事項が記載された書類を保存することが要件になります。記載が必要な事項は、①飲食年月日、②得意先名等・当社との関係・参加者氏名、③参加者数（5千円基準のみ必要）、④飲食

金額・飲食店名・住所、⑤その他飲食を明らかにする必要事項です（前頁表2参照）。

四 飲食代の消費税

消費税の経理処理には、「税込経理方式」と「税抜経理方式」があります。金額の判定は、会社が採用している消費税の経理処理方法が税込経理方式であれば税込金額で、税抜経理方式であれば税抜金額で行います。したがって、税込経理方式の方が税抜経理方式より交際費等の金額は大きくなります。

消費税の適用税率には、標準税率（10%）と飲食料品などに適用される軽減税率（8%）があります。飲食代でテイクアウトをした場合などは軽減税率が適用されますが、飲食店で飲食をした場合は、標準税率が適用されます。

また酒類は標準税率になります。

五 制度に関するQ&A

最後に、飲食代にまつわる誤りやすい事例や注意点をQ&Aを用いて取り上げます。

Q1 飲食代について「5千円基準」の取り扱いがあると聞きました。飲食代で1人5千円を超えた場合、5千円以下の部分を交際費等の額から除外することはできますか。

A1 交際費等の額から除外される飲食代は、1人当たりの金額が5千円以下の費用それ自体が対象となります。そのため、1人5千円を超える飲食代について、その飲食代のうち5千円を超える部分だけを交際費等にすることはできず、その飲食代のすべてが交際費等になります。

Q2 飲食代について5千円基準や50%損金算入の特例を適用する場合、必要事項を帳簿書類等に記載する必要がありますが、注意すべき点がありますか。

A2 帳簿書類等への記載事項に、「参加した得意先などの氏名又は名称及びその関係」があります。これは、社内飲食代ではないことを明らかにするものです。そのため、「○○会社・□□部・△△◇◇（氏名）・卸売先」のように、相手方の氏名

や名称の全てを記載する必要があります。

ただし、参加者の一部が不明の場合や参加者が多数の場合は、その参加者が真正である限りにおいて、「○○会社・□□部・△△◇◇（氏名）部長他10名・卸売先」のような記載であっても差し支えありません。

Q3 5千円基準や50%損金算入の特例の制度は、「飲食その他これに類する行為のために要する費用」について適用することができそうですが、どのようなものが対象となりますか。

A3 「飲食その他これに類する行為のために要する費用」には、例えば得意先などの業務の遂行や行事の開催に際して弁当の差し入れを行うための「弁当代」などが挙げられます。この場合に対象となる弁当は、得意先などにおいて差し入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるものを前提としています。なお、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないため、制度の対象ではありません。

法人税の中間（予定）税額の算出方法

法人税の中間（予定）税額は、その事業年度の前事業年度の法人税額で6月経過日の前日までに確定したものをその前事業年度の月数で除して、これにその事業年度開始の日からその前日までの期間の月数を乗じて計算した金額と規定されています。

1 計算方法

規定する法人税法の条文の読み方によっては、下記の2つの方法による計算が考えられますが、①の方法によることとされています。

① まず前事業年度の法人税額で6月経過日の前日までに確定したものを前事業年度の月数で除して（円未満の端数切捨て）、その整数値にその事業年度開始の日からその前日までの期間の月数を乗ずる方法。

（算式）

[中間（予定）税額] = [前事業年度の確定法人税額] ÷ [前事業年度の月数] × [その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数]

② 除数及び乗数による分数を法人税額に乘ずる方法。

（算式）

$$\text{中間（予定）税額} = \frac{\text{前事業年度の確定法人税額} \times \frac{\text{その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数}}{\text{前事業年度の月数}}}{1}$$

2 具体例

具体的な金額で確認してみますと、計算方法により税額が異なることがわかります。

〈前提〉

- ・前事業年度の確定法人税額 100万円
- ・前事業年度の月数 12月
- ・その事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間の月数 6月

① 100万円 ÷ 12月 × 6月 = 499,998円
→ 499,900円（百円未満切捨）

② $100 \text{万円} \times \frac{6}{12} = 500,000 \text{円}$

共有者が死亡した場合（相続税）

Q 不動産の共有者が死亡しました。その人に相続人がいない場合の相続税の取り扱いを教えてください。

A 共有に属する財産の場合、その者の相続人がいないときは、他の共有者がその持分に応じて遺贈により取得したものととして相続税が課税されます。

その場合の相続財産の評価時点は遺贈と同様、相続開始の時点となります。また、申告期限は特別縁故者による財産分与の請求の有無によって、原則として次のとおりとなります。

(1) 請求がない場合、特別縁故者の請求期限の満了の日の翌日から10月以内

(2) 請求がある場合、分与額又は分与しないことの決定が確定したことを知った日の翌日から10月以内

要介護認定と障害者控除

納税者自身や同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。では、介護保険法の介護認定を受けた人は、所得税法において障害者控除の対象となるのでしょうか。

所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列举されています。しかし、介護保険法の介護認定を受けた人については規定されていません。

したがって、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象にはなりません。

介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合など、障害者控除の対象となる人の範囲に該当する場合のみ、障害者控除の対象となります。